

## 住民税の扶養控除等の存続を求める意見書

政府は、平成22年度税制改正の中で「住民税の扶養控除・配偶者控除の廃止」を検討している。しかしながら、国民健康保険料の算出方式について、川崎市を始め、横浜市、名古屋市、東京23区などの多くの自治体では、住民税に料率を掛けた「住民税方式」を採用している。このため、扶養控除等が廃止されると住民税が増税となる上、国民健康保険料の算出においてもこれまでと同じ料率を住民税に掛けるとすると保険料の増額につながる事となる。仮に川崎市で試算すると、年収400万円の世帯では、扶養親族が配偶者のみの場合は住民税で約36,000円の増、国民健康保険料で約53,000円の増となり、同じく扶養親族が配偶者と子1人の場合は住民税で約71,000円、国民健康保険料で約107,000円の増になるとされている。

このまま税制が改正されれば、国民にとって重税による不満が増すばかりか、国民健康保険料の増額も重なり、国民生活に重大な支障が出る事が予想される。

よって、国におかれては、従来どおり住民税の扶養控除等を存続させるとともに、国民健康保険料負担の急増を防ぐ措置を講じられるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月16日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

国家戦略担当大臣

あて

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

行政刷新担当大臣